深谷市レンガのまちづくり補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、深谷市レンガのまちづくり条例施行規則（平成２８年深谷市規則第７６号。以下「規則」という。）第８条の規定により、深谷市レンガのまちづくり補助金の交付について、 深谷市補助金等の交付に関する規則（平成１８年深谷市規則第５９号。以下「交付に関する規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第２条　補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、深谷市レンガのまちづくり補助金交付申請書（様式第１号）を市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第３条　市長は、前条の申請を受けたときはその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、深谷市レンガのまちづくり補助金交付・不交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第４条　申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けたもので、次の各号のいずれかに該当するときは、深谷市レンガのまちづくり補助金変更等交付申請（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象事業の内容を変更しようとするとき

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

（交付の請求）

第５条　市長は、補助金の交付決定後、深谷市レンガのまちづくり補助金交付請求書（様式第４号）による申請者の請求に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第６条　交付に関する規則第１７条第１項に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、深谷市レンガのまちづくり補助金交付取消通知書（様式第５号）により、交付の決定を行った者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第７条　交付に関する規則第１８条第１項の規定による補助金等の返還命令は、深谷市レンガのまちづくり補助金返還命令書（様式第６号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第８条　交付に関する規則第２０条ただし書に規定する市長が定める期間は、交付が決定した日の属する年度の翌年度から１５年を経過するまでの期間とする。

（レンガの敷き方等）

第９条　規則別表第１に規定するレンガの積み方又は貼り方は、建築物の外壁、門柱及び塀に関するものをいい、舗装へのレンガの敷き方に関するものは除く。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

深谷市レンガのまちづくり補助金交付申請書

深谷市長　あて

申請者　住所
氏名
電話

深谷市レンガのまちづくり補助金交付要綱第２条の規定により、補助金を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１ 行為の場所	深谷市
２ 使用したレンガ	
３ 対象工事の種類及び概要	□建築物（□新築　□改築　□増築　□模様替え） （１）レンガの使用面積　　㎡ （２）全体外壁面積　　㎡ （３）建築面積　　㎡ （４）延床面積　　㎡ （５）構造 （６）階数　　階 （７）用途　□専用住宅 □専用住宅以外（　　）
	□外構工事（□門柱、塀　□舗装） （１）レンガの使用面積　　㎡
４ 添付書類 □付近見取図　□配置図 □平面図　□立面図 □レンガ使用面積割合算出表　□使用したレンガの見本 □建築基準法の規定による検査済証の写し　□レンガの使用に要した経費を証する書類 □事業に係る契約書及び支払領収書 の写し　□レンガ使用後の完成写真 □その他市長が必要と認める書類（　　）	
５ 承諾欄 深谷市レンガのまちづくり補助金の申請にあたり、市税の納付状況について、深谷市において調査することに同意します。また、深谷市がレンガのまちづくり事業を推進するために、補助対象のレンガ建築物等の取材、撮影に協力することを承諾します。 申請者 （申請者と建物所有者が異なる場合） 建物所有者	

様式第２号（第３条関係）

深都発第　　号
年　　月　　日

深谷市レンガのまちづくり補助金交付・不交付決定通知書

様

深谷市長

年　　月　　日付で申請のあった深谷市レンガのまちづくり補助金については、下記のとおり交付・不交付とすることに決定しましたので、深谷市レンガのまちづくり補助金交付要綱第３条の規定により通知します。

記

１　補助金の額等
（１）補助金の額　　円
（２）補助金の算出基礎

２　不交付の場合その理由

３　補助金交付対象の概要
（１）所在地　　深谷市
（２）建築物の概要
①レンガの使用面積　　㎡
②建築面積　　㎡
③延床面積　　㎡
④構造
⑤階数　　階

（３）外構の概要
①レンガの使用面積
②主な外構の種類

様式第３号（第４条関係）

年　　月　　日

深谷市レンガのまちづくり補助金変更等交付申請書

深谷市長　あて

申請者　住所
氏名
電話

　　年　　月　　日付深都発第　　号で交付決定のあった行為について、下記のとおり変更したいので、深谷市レンガのまちづくり補助金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　対象行為の種類	□変更　　□中止　　□廃止
	□建築物（□新築　□改築　□増築　□模様替え） □外構工事（□門柱、塀　□舗装）
２　行為の場所	深谷市
３　変更等の内容	
４　変更等の理由	

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

深谷市レンガのまちづくり補助金交付請求書

深谷市長　あて

申請者　住所
氏名　　印
電話

年　　月　　日付深都発第　号で交付決定のあった行為について、深谷市レンガのまちづくり条例補助金交付要綱第５条の規定より、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　円

２　振込先
（１）金融機関名
（２）支店名
（３）口座番号　　普通・当座
（４）名義（フリガナ）

様式第５号（第６条関係）

深都発第　　号
年　　月　　日

深谷市レンガのまちづくり補助金交付取消通知書

様

深谷市長　　印

年　　月　　日付け深都発第　　号で交付決定した深谷市レンガのまちづくり補助金について、深谷市レンガのまちづくり条例補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり取消したので通知します。

記

１　取消事由

様式第６号（第７条関係）

深都発第　　号
年　　月　　日

深谷市レンガのまちづくり補助金返還命令書

様

深谷市長　　印

深谷市レンガのまちづくり条例補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

１　返還すべき金額　金　　円
２　返還期限　　年　　月　　日
３　返還理由
４　返還方法